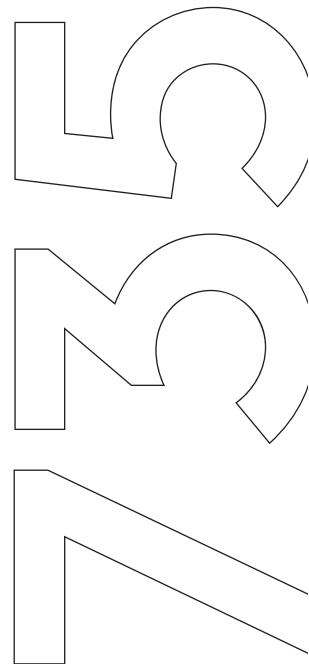


Goodpatch

第12回定時株主総会招集ご通知
株式会社グッドパッチ



**Design
to empower.**

ビジョン

ハートを揺さぶるデザインで世界を前進させる

ミッション

デザインの力を証明する

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

過去3年以上にわたるパンデミックの影響から、私たちの日常生活が徐々に回復し、インバウンド及び観光産業の復活の兆しを感じられる一方で、株式市場、特に私たちが所属するグロース市場は未だに混乱が続いております。

1年前、当社グループは大きな変化の渦の中におりました。既存事業のマーケティング体制構築の遅れとドイツ子会社の解散により、上場後初の四半期赤字を経験しました。私自身、率先して課題解決に奔走し、マーケティング・セールスの体制は強化されました。そして、サイバーエージェント社との事業提携と第三者割当増資を実施し、今後に向けた強力なパートナーシップを構築することもできました。

期初の困難な局面から、第2四半期以降、再び事業は成長路線へ戻り、12期連続の増収で決算を迎え、そして、営業利益については、今後の事業成長につながる投資に着手しながら、期初の計画値を上回ることができました。

グッドパッチは新たな経営体制の下、中期経営戦略として、顧客体験を起点に企業変革を前進させ、顧客企業のイノベーションを「デザイン」する会社になるべく、全社で目指す方向性を共有し、日々の事業に臨んでおります。改めて、当社グループは従来にない革新的な手法で顧客企業のイノベーションと変革を実現し、社会にとって不可欠な存在として成長していく所存です。

引き続き、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、グッドパッチのビジネス、そして存在意義に共感して下さっている株主・投資家のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援・ご鞭達を賜りますようお願い申し上げます。


Naofumi Tsuchiya
Goodpatch Inc. CEO

証券コード 7351
2023年11月15日
(電子提供措置の開始日 2023年11月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区鶯谷町3番3号
株式会社グッドパッチ
代表取締役社長 土屋尚史

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://goodpatch.com/ir/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グッドパッチ」又は「コード」に当社証券コード「7351」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、本株主総会はインターネットによるライブ中継を行います。株主の皆様におかれましては、4頁に記載の「株主総会オンライン参加のご案内」をご確認の上、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2023年11月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	TKPガーデンシティ渋谷 ホール11B 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル11階 （末巻の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役5名選任の件</p> <p>第2号議案 監査役3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容の改定の件</p> <p>第5号議案 会計監査人の選任の件</p>

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

株主総会オンライン参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、**ライブ中継上での議決権行使はできませんので、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

また、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

2023年11月30日（木曜日）午前9時30分～株主総会終了時刻まで

2. オンライン参加の方法

当社ウェブサイトIR情報ページ（<https://goodpatch.com/ir/meeting/>）内掲載の「第12回定時株主総会オンライン参加のご案内」からアクセスし、必要事項をご入力の上お申込みください。

なお、お申込みには株主番号が必要になりますので、議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。後日、視聴手順と視聴URLが送付されます。

受付期間：2023年11月20日（月曜日）午後6時～2023年11月28日（火曜日）午後6時

3. 事前質問の受付について

「第12回定時株主総会オンライン参加のご案内」では、参加のお申込みと併せまして、事前質問もお受けいたします。ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

4. オンライン参加に関する注意事項

- ・オンライン参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、オンライン参加の株主様につきましては、**当日の議決権行使、会社法上のご質問、動議を承ることはできません。**
- ・オンライン参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様ご本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・オンライン参加に対応している言語は日本語のみとなりますのでご了承ください。
- ・通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止などの障害が発生する可能性がございます。当社としては、これらの障害によってオンライン参加株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役計5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号1

再任

つちや なおふみ
土屋 尚史 (1983年8月3日生)

■所有する当社の株式数 3,000,136株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2006年 9月 イデアキューブ株式会社（現 株式会社 ブランジスタ） 入社	2021年 2月 WED株式会社 社外取締役（現任） 2021年12月 株式会社スタジオディテイルズ 取締役 （現任）
2007年 9月 株式会社フィードフォース 入社	2022年 4月 株式会社Muture 取締役（現任）
2008年10月 株式会社ZEEK 入社	2023年 6月 株式会社丸井グループ 執行役員 CDXO （現任）
2011年 4月 btrax Inc 入社	
2011年 9月 当社創業 代表取締役社長CEO（現任）	
2015年 5月 Goodpatch GmbH Managing Director	

■重要な兼職の状況

- ・株式会社スタジオディテイルズ 取締役
- ・株式会社Muture 取締役
- ・WED株式会社 社外取締役
- ・株式会社丸井グループ 執行役員 CDXO

■取締役候補者とした理由

土屋尚史氏は、当社の創業から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社経営における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。またUI/UXデザインそのものの知見だけでなく、当該業界全体を俯瞰した大所高所の視点を持ち、現に当社の持続的な成長を牽引する原動力として、企業価値最大化のための経営戦略を推進し貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

まきしま としゆき
榎島 俊幸

(1974年8月17日生)

■所有する当社の株式数

3,646株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1998年 4月 特殊技研工業株式会社 入社	2020年 11月 当社 取締役執行役員CFO (現任)
2002年 9月 株式会社GABA 入社	2021年 3月 当社 管理部管掌 (現任)
2006年 5月 株式会社GABA 取締役	2021年 12月 株式会社スタジオディテイルズ 監査役
2011年 5月 株式会社バリー創業 代表取締役	2022年 4月 株式会社Muture 監査役 (現任)
2014年 7月 株式会社ニチイ学館 入社	2022年 11月 株式会社スタジオディテイルズ 取締役 (現任)
2017年 12月 株式会社アルファコーポレーション 代表 取締役	2023年 3月 当社 People Empowerment室管掌 (現任)
2019年 2月 当社 入社	
2019年 9月 当社 執行役員 管理部管掌	

■重要な兼職の状況

- ・株式会社スタジオディテイルズ 取締役
- ・株式会社Muture 監査役

■取締役候補者とした理由

榎島俊幸氏は、管理部管掌として、金融、投資及び財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、現に当社のIR・財務戦略を統括するほか、経営管理体制の強化、コーポレートガバナンス推進施策を推し進めるなど、当社の持続的成長に貢献しました。これらの経験と実績を踏まえ、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。

こづか ひろし
小塚 裕史

(1964年8月5日生)

■所有する当社の株式数

490株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1989年 4月 株式会社野村総合研究所 入社	2016年 4月 同社取締役
2000年 6月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社	2018年11月 株式会社ストラドル 取締役
2007年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社	2019年 1月 株式会社デジタル・コネクト創業 代表取締役社長（現任）
2010年12月 株式会社ICMG（旧 株式会社アクセル）入社	2020年 1月 株式会社CINC 社外取締役（現任）
2012年 8月 株式会社バイカレント・コンサルティング 執行役員	2022年11月 当社 社外取締役（現任）
	2022年12月 株式会社ビジョン・コンサルティング 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

- ・株式会社デジタル・コネクト 代表取締役社長
- ・株式会社CINC 社外取締役
- ・株式会社ビジョン・コンサルティング 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小塚裕史氏は、事業戦略、企業変革、IT戦略、グローバルプロジェクトなどの分野において、立案と実行支援の経験を有するなど、コンサルティング業界及びIT関連業界での豊富な業務執行経験を有するとともに、会社経営者として長期にわたり企業経営に深く関与しております。現在、社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。

佐藤 あすか (1978年9月4日生)

■所有する当社の株式数 981株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2004年4月 Arthur D. Little Japan, Inc. 入社	2022年1月 edotco Group Sdn Bhd 社外取締役 (現任)
2010年12月 株式会社INCJ (旧 株式会社産業革新機構) 入社	2022年11月 当社 社外取締役 (現任)
2017年4月 同社投資事業グループ ディレクター	2023年4月 株式会社INCJ (旧 株式会社産業革新機構) 投資事業グループ マネージングディレク ター (現任)
2020年6月 Peach Aviation株式会社 社外取締役 (現任)	
2020年10月 JICキャピタル株式会社 ディレクター	
2021年8月 株式会社INCJ (旧 株式会社産業革新機構) 投資事業グループ ディレクター	

■重要な兼職の状況

- ・株式会社INCJ (旧 株式会社産業革新機構) 投資事業グループ マネージングディレクター
- ・Peach Aviation株式会社 社外取締役
- ・edotco Group Sdn Bhd 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤あすか氏は、官民ファンドの投資事業部門などにおいて、国内企業の業界再編、海外企業の買収、国内外企業へのベンチャー投資、グロース投資などの数多くの投資案件に関与した経験を有しております。現在、社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験がありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号5

再任

ひろき だいち
広木 大地

(1983年8月6日生)

■所有する当社の株式数

2,457株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2008年 4月 株式会社ミクシィ入社	2022年 6月 株式会社レクター (旧レクター社と同名称の別法人) 創業 代表取締役 (現任)
2013年 1月 同社執行役員サービス本部長	
2016年 6月 株式会社レクター (旧レクター社) 創業 取締役	2022年 9月 株式会社朝日新聞社 社外CTO (現任)
2019年 6月 一般社団法人日本CTO協会設立 理事 (現任)	2022年 11月 当社 社外取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本CTO協会 理事
- ・株式会社レクター 代表取締役
- ・株式会社朝日新聞社 社外CTO

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

広木大地氏は、IT関連企業において各部門の責任者を歴任し、技術戦略や組織構築に携わるなど、豊富な実績を有しております。また、技術組織のアドバイザーとして、多数の会社の経営支援を行っております。現在、社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2. 土屋尚史氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当いたします。
 3. 小塚裕史氏、佐藤あすか氏及び広木大地氏は社外取締役候補者であります。3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 当社は、小塚裕史氏、佐藤あすか氏及び広木大地氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 小塚裕史氏、佐藤あすか氏及び広木大地氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、それぞれ1年となります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他の内容は後記事業報告「4 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) の内容の概要」に記載のとおりであります。
 7. 佐藤あすか氏の戸籍上の氏名は、野村あすかであります。
 8. 所有する当社の株式数には、役員持株会等における持分を含めた実質的株数を記載しております。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役計3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号1

再任

さ た け お さ む
佐竹 修

(1956年6月11日生)

■所有する当社の株式数

981株

■略歴及び当社における地位

1979年 4月 兼松江商株式会社（現 兼松株式会社）
入社

1996年12月 兼松米国会社ポートランド支店 支店長

2007年 4月 兼松株式会社東京本社 監査室室長

2018年12月 当社常勤監査役（社外監査役）（現任）

2022年11月 株式会社スタジオディテイルズ 監査役
（現任）

■重要な兼職の状況

・株式会社スタジオディテイルズ 監査役

■社外監査役候補者とした理由

佐竹修氏は、事業会社での豊富な実績・海外駐在の経験やその見識を活かし、現在、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外監査役候補者として選定いたしました。

候補者番号2

再任

さだ としき
佐田 俊樹

(1950年6月16日生)

■所有する当社の株式数 32,000株

■略歴及び当社における地位

1974年 4月 野村証券株式会社 入社	2018年 3月 株式会社ドラフト 社外監査役
2000年 6月 野村アセットマネジメント株式会社 執行役員	2018年11月 株式会社ほぼ日 社外監査役 (現任)
2015年 6月 株式会社キッツ顧問	2018年12月 当社社外監査役 (現任)
2016年 7月 当社常勤監査役	2019年 6月 株式会社パリミキホールディングス (旧 株式会社三城ホールディングス) 社外 監査役 (現任)
2017年 8月 株式会社レノバ 社外監査役(現任)	

■重要な兼職の状況

- ・株式会社レノバ 社外監査役
- ・株式会社ほぼ日 社外監査役
- ・株式会社パリミキホールディングス 社外監査役

■社外監査役候補者とした理由

佐田俊樹氏は、証券会社における長年の経験や、上場企業での監査役の経験及び見識を活かし、現在、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外監査役候補者として選定いたしました。

■略歴及び当社における地位

2012年12月 弁護士登録	2018年 6 月 同事務所プロボノ（公益活動・E S G等） 推進室室長（現任）
2012年12月 Authense法律事務所 入所	
2016年 8 月 同事務所新宿オフィス支店長	2021年 9 月 株式会社GREEN EDITION設立 代表取 締役（現任）
2018年 4 月 同事務所東京オフィス支店長	

■重要な兼職の状況

- ・株式会社GREEN EDITION 代表取締役

■社外監査役候補者とした理由

川口真輝氏は、弁護士としての豊富な実績及び知識に加えて、会社経営に関する豊富な経験を有しております。このような経験及び知識を有することから、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外監査役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 佐竹修氏、佐田俊樹氏及び川口真輝氏は社外監査役候補者であります。佐竹修氏及び佐田俊樹氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、川口真輝氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 3. 当社は、佐田俊樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、川口真輝氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 佐竹修氏及び佐田俊樹氏の社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、それぞれ4年11ヶ月となります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は後記事業報告「4 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) の内容の概要」に記載のとおりであります。
 6. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

【ご参考】取締役・監査役のスキルマトリックス

≪第1号議案及び第2号議案が承認された場合の経営体制≫

氏名	地位	独立性	主な専門性・当社が期待する分野						
			企業 経営	財務・ 会計	法務・ リスクマ ネジメン ト	マーケ ティン グ・営業	グロー バル	デジ タル・ IT	人事・ 人材開発
土屋尚史	代表取締役社長 CEO		●			●	●	●	●
横島俊幸	取締役 CFO		●	●	●		●		
小塚裕史	取締役 (社外取締役)	●	●			●	●	●	●
佐藤あすか	取締役 (社外取締役)	●		●	●		●		●
広木大地	取締役 (社外取締役)	●				●		●	●
佐竹修	常勤監査役 (社外監査役)	●		●	●	●	●		
佐田俊樹	監査役 (社外監査役)	●		●	●		●		●
川口真輝	監査役 (社外監査役)	●	●		●	●	●		

主な専門性・当社が期待する分野

企業経営	企業経営経験の有無
財務・会計	財務、会計等の知識・経験
法務・リスクマネジメント	法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の知識・経験
マーケティング・営業	マーケティング、営業、ブランディング等の知識・経験
グローバル	海外事業、海外取引、海外赴任等の経験
デジタル・IT	IT戦略、デジタル戦略等の知識・経験
人事・人材開発	人事、人材開発等の知識・経験

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

2022年11月25日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された安達幸子氏の選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされており、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あ だ ち さ ち こ
安達 幸子

(1955年4月14日生)

■所有する当社の株式数

—

■略歴及び当社における地位

1976年 4 月	ビクター音楽産業株式会社 入社	2012年 9 月	(商号変更) 株式会社ジェイグループホールディングス 社外常勤監査役
1985年 12月	日本レヂャー開発株式会社 入社		
1992年 3 月	ノヴァトレーディング株式会社 取締役業務部長	2020年 5 月	同社 社外非常勤監査役
		2023年 5 月	同社 社外取締役監査等委員 (現任)
1996年 8 月	株式会社いち花 取締役業務部長		
2005年 5 月	株式会社ジェイプロジェクト 社外常勤監査役		

■重要な兼職の状況

- ・株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役監査等委員

■補欠の社外監査役候補者とした理由

安達幸子氏は、長年外食産業にて人材採用・育成マネジメントの実務経験を有しており、また上場企業の社外監査役として長期にわたり企業経営に深く関与しております。社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者として選定いたしました。

- (注)
1. 安達幸子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 安達幸子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定であります。
 3. 安達幸子氏が選任され、社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。安達幸子氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他の内容は後記事業報告「4 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) の内容の概要」に記載のとおりであります。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容の改定の内

当社の取締役の報酬等の額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額20,000千円以内、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会においてストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬として年額20,000千円以内（ただし、2年分の累計40,000千円以内を一括して支給できる。）とご承認いただいております。

今般、各事業年度における取締役の報酬額を明確化し、かつ株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会でご承認いただいたストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額については、2年分の累計での限度額設定を廃止し（従前のただし書きを廃止）、年額20,000千円以内とすることについて承認をお願いするものであります。また、同総会でご承認いただいた新株予約権の上限及びその内容についても、下記のとおり改定することについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記の目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。

新株予約権の上限及びその内容(下線が変更箇所)

変更前	変更後
1. 新株予約権の数 各事業年度に発行する新株予約権の上限は <u>253個</u> (ただし、2年分累計の場合は506個)とする。	1. 新株予約権の数 各事業年度に発行する新株予約権の上限は <u>500個</u> とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権に係る付与決議の日後 <u>2年4ヶ月</u> を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間とする。 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。	6. 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権に係る付与決議の日後 <u>2年</u> を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間とする。 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(注) 変更点がない項目は記載を省略しております。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

ご承認いただいた場合の新株予約権の上限及びその内容は、下記のとおりであります。変更箇所は、下線部分になります。

1. 新株予約権の数

各事業年度に発行する新株予約権の上限は500個とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

5. 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの期間とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会の決議において定める。

第5号議案

会計監査人の選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年9月30日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号		
沿革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概要	構成人員	代表社員・社員	91名
		特定社員	4名
		公認会計士	332名
		公認会計士試験合格者等	215名
		その他専門職	235名
		事務職員	95名
		契約職員	252名
		合計	1,224名
	被監査会社数		1,141社

以 上

事業報告 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ及びロシアの情勢による国際情勢の緊迫化や、世界的なインフレの進行リスクに伴う政策金利の引き上げ等、先行き不透明な状況が続いております。日本経済においては、インバウンド需要の増加や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する影響の緩和により社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復の兆しがみられておりますが、円安による輸入価格の高騰が国内物価を上昇させる懸念等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。加えて、日本企業は、グローバル化、戦略実現のスピードアップ、イノベーション創発、企業間連携の促進、生産性の向上、また、それらを実現するためのテクノロジーの活用といったテーマに直面し、激しく変化する市場環境における経営のあり方そのものを見直しを迫られております。

特に大手企業を中心に、デジタルの力で新規事業やビジネスモデルの変革を行うことを余儀なくされており、「デジタルトランスフォーメーション（DX）（注1）」に強い関心が寄せられ、既存のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化の流れに注目が集まっております。企業はユーザーにより高い付加価値を提供するため、クラウド等のプラットフォーム、スマートフォンやIoT等の新たなデバイス、AIやブロックチェーン等の新たなテクノロジーを組み合わせたプロダクトやサービスの開発に取り組んでおります。そして、これらデジタル技術を活用した取り組みは、従来のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる可能性があります。

このような事業環境の中で、当社グループは「ハートを揺さぶるデザインで世界を前進させる」というビジョンのもと、「デザインの力を証明する」というミッションを掲げて、「デザイン」を通じて人々の生活がより便利になり、より暮らしやすくなることを目指し事業活動を推進してきました。主要事業であるデザインパートナー事業においては、当社の強みである戦略デザインやUI/UXデザイン(注2)と、連結子会社である株式会社スタジオディテイルズの強みである質の高いクリエイティブとブランディングを融合し、顧客企業のさらなる期待に応えられるよう、デザイン支援の提供を行ってまいりました。また、自社サービスである「ReDesigner」、「Strap」、「Prot」などのプロダクトで構成されるデザインプラットフォーム事業においては、デザインパートナー事業で培ったノウハウやブランドを有効活用することに注力しながら推進してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は3,928,524千円（前連結会計年度比5.5%増）、営業利益は298,630千円（前連結会計年度比24.2%減）、経常利益は299,017千円（前連結会計年度比24.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は216,039千円（前連結会計年度比197.8%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較は、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

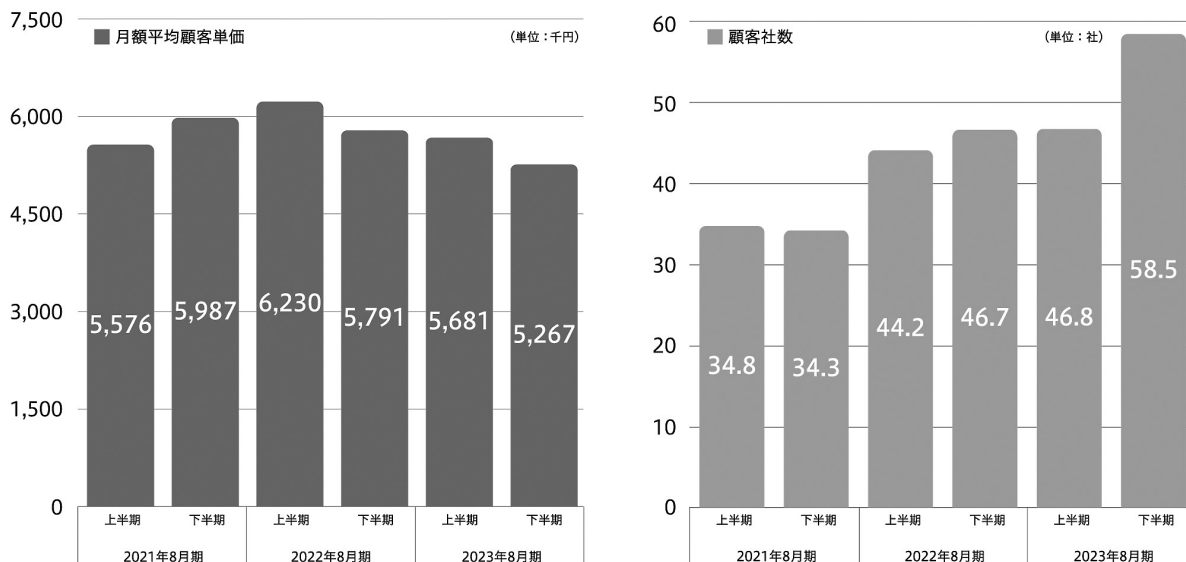
① デザインパートナー事業

デザインパートナー事業は、顧客企業と当社のデザイナーが一体となりプロジェクト形式で包括的なデザインサービスを提供しております。最初に、新たな価値を創出したい顧客企業とともにプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトで解決する課題を抽出します。プロジェクトが開始されると、本質的な価値の発見が行われ、顧客企業の独自の強みや特徴が明らかにされます。このフェーズでは、プロジェクトチームが顧客企業と緊密に連携し、価値の洗練と特定が行われます。次に、ユーザー中心のデザインが進行します。顧客企業のユーザーの価値観に合致するデザインが開発されます。このフェーズでは、プロジェクトチームはデザインの詳細な要件を抽出し、ユーザーフィードバックを絶えず取り入れて調整を行います。こうして生み出されたデザインは顧客企業の戦略とブランディングに統合され、企業のビジョンと目標に一貫性をもたらします。なお、アプリケーションのUI/UXデザイン開発においては、当社のエンジニアリングチームもプロジェクトに参画し、実際のデジタルプロダクトの構築を行うことがあります。これら一連のプロセスを通じて、顧客企業は既存のビジネスプロセスをデジタル化し、イノベーションを促進でき、効率性の向上や新しい価値の提供が可能となります。

近年DXが注目を集め、企業がデジタル領域において変革を求められる状況の中で、デザインの持つ役割の重要性は益々高まっております。そのような状況の中、デザインパートナー事業では、数多くのデジタルデザイン支援の知見を集約し、経験豊富なデザイナーを集め、育成することで、より多くの企業に対して、高品質なデザイン支援を行うことが可能になります。そのため、デザインパートナー事業はデザイナーの採用活動を積極的に行い、提供リソースであるデザイナー人員を拡大するとともに、より幅広い業種業態の顧客企業に対してデザイン支援を実施してまいりました。加えて、日本国内の正社員デザイン部門及び「Goodpatch Anywhere」における営業リードの共有に加え、プロジェクト獲得やデザイナーリソースの連携を行ってまいりました。なお、当連結会計年度より、従来、デザインプラットフォーム事業に含めていた「Goodpatch Anywhere」をデザインパートナー事業に変更しております。

当連結会計年度においては、株式会社スタジオディテイルズ及びGoodpatch Anywhereを含むプロジェクト提供を行った顧客社数(注3)は52.7社(前年同期は45.4社、前年同期比16.0%増、上半期：46.8社、下半期：58.5社)、月額平均顧客単価(注4)は5,474千円(前年同期は6,011千円、前年同期比8.9%減、上半期：5,681千円、下半期：5,267千円)となりました。また、社内デザイン組織のデザイナー数は、当連結会計年度末において136名(前年同期比13.9%減)「Goodpatch Anywhere」の所属デザイナー数は528名(前年同期比23.7%増、うち稼働デザイナー数は95名、前年同期比97.9%増)となりました。

顧客企業の単価と実施社数の推移



以上の結果、当連結会計年度におけるデザインパートナー事業の外部顧客への売上高は3,605,659千円(前連結会計年度比4.7%増)、営業利益は395,281千円(前連結会計年度比26.8%減)となりました。

② デザインプラットフォーム事業

デザインプラットフォーム事業は、デザインパートナー事業によって行われるUI/UXデザイン支援を様々な側面からサポートするサービスを提供しております。具体的には、自社で構築したデザイン人材プールを活用したデザイナー採用支援サービス「ReDesigner」、SaaS型のオンラインホワイトボードツール「Strap」及びデザインパートナー事業で培ったナレッジの蓄積をもとにしたプロトタイピングツール(注5)「Prott」で構成され、それぞれのシナジーを創出し、デザインに関連したビジネスの拡大を行うものとなります。

当連結会計年度においては、「ReDesigner」は、内定者数が増加し、採用支援実績を積み上げております。「Strap」並びに「Prott」においては、「Prott」のリソースを有効に活用し、「Strap」の機能開発を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるデザインプラットフォーム事業の外部顧客への売上高は322,864千円（前連結会計年度比14.6%増）、営業損失は96,284千円（前連結会計年度は146,038千円の営業損失）となりました。

- (注) 1. デジタルトランスフォーメーション (DX) とはDigital Transformationの略語で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客企業や社会ニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを意味します。
2. UI (User Interface/ユーザーインターフェース) とは、「ユーザーがPCやスマートフォン等のデバイスとやり取りをする際の入力や表示方法などの仕組み」を意味します。またUX (User Experience/ユーザーエクスペリエンス) は「サービスなどによって得られるユーザー体験」のことを指します。
3. 顧客社数とは、デザインパートナー事業において、当社グループとデザインプロジェクトを進めるために契約した顧客企業の社数を指しており、1か月にデザイン支援を提供した顧客社数の当該期間の平均値を示しています。
4. 月額平均顧客単価とは、四半期ごとの売上高を顧客社数で除した数値の平均値を示しています。
5. プロトタイピングとは、最終成果物の試作品を早い段階から作り、改善を繰り返す手法のことを意味します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は1,452千円であります。その主な内容は、業務で使用するPC等の購入901千円であります。

(3) 資金調達等の状況

当連結会計年度において、2023年5月8日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、499,958千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ハートを揺さぶるデザインで世界を前進させる」というビジョンのもと、「デザインの力を証明する」というミッションを掲げ、「デザイン」を通じて人々の生活がより便利になり、より暮らしやすくなることを目指し事業活動を行っております。

こうした方針のもと、当社グループとしてとらえている対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 事業共創によるDXにおけるプレゼンス向上について

DXは企業価値向上を実現する重要な経営課題の一つと位置付けられるとともに、最近では社会課題の解決につながる取り組みとしての認識が広がっております。大手企業を中心にDX戦略の策定及び推進体制の構築が進んでおり、全社戦略として各部門や現場に合わせた具体的なDX施策に向けた投資が本格化しております。

当社グループは、UI/UXデザインにおける強みを活かし、特に大手企業のDX戦略の実行に際しデザインを活用し支援する活動を推進しております。その中で、これまでも一部の顧客企業とともにジョイントベンチャーや業務提携等の形式を活用し、支援を行ってきましたが、今後はより多くの顧客企業と連携し、事業の共創を進めることを目指しております。この取り組みを通じて、顧客企業の変革を促進し、デザインを通じたイノベーションを実現する事例を「事業共創」というテーマで発信し、DXにおける有効な手法として広く認知されることを目指してまいります。

② マーケティング活動の強化について

当社グループは、UI/UXソリューションのマーケットの拡大とともに、その獲得においても他社との競争が徐々に激化しつつある環境において、積極的な広報活動に加え、マーケティング活動の強化を行ってまいりました。さらなるプロジェクトの提案機会を獲得するため、今後は継続的にマーケティングの実施体制を拡充し、マーケティング活動の分析活動・効果検証による改善活動の実施、アライアンスによる新規案件の創出、事例発信の強化、ナーチャリングの強化等についても取り組んでまいります。

③ 顧客企業との関係性強化について

当社グループは、デザイン支援プロジェクトを提供する顧客企業と、長期的な関係を築き、またそれを深めていくことを営業上の方針として掲げております。プロジェクトの実施において、プロジェクトの課題解決を出発点とし、顧客企業の発展に貢献する取り組みやアイデアを積極的に提案し、プロジェクト関係者にとどまらず、顧客企業の経営層や意思決定者層も巻き込んで対話を進めてまいります。

④ 提供ソリューションの拡張について

当社グループは、顧客企業の課題解決にさらに貢献していくためには、提供するソリューションの領域を拡張させ、幅広いサービス提供を可能にすることが重要と考えております。そのため、当社グループでは、UXデザイン領域を軸に「デザイン × 事業戦略」、「デザイン × 組織」、「デザイン × CXテクノロジー」、「デザイン × ブランド」に事業領域を拡げ、各領域に適した内部組織を設計し、高品質なソリューション提供を行うことに取り組んでまいります。

⑤ バリューチェーンの拡大とM&Aの推進について

AIやIoT等のデジタル技術が実用フェーズを迎え、DXが注目を集め、企業がデジタル領域において変革を求められる状況の中で、デザインの持つ役割の重要性は益々高まっております。当社グループは、デザインパートナー事業において、UI/UX領域の支援を強みに、ブランドデザイン、サービス戦略の策定等を手掛けておりますが、DXにおけるバリューチェーン（戦略領域→UI/UX領域→開発領域→グロース領域）を意識した機能強化が必要であると考えております。

当社グループは、デザインパートナー事業のケイパビリティの強化（強みの拡大）のために、他社との事業連携やM&Aによる戦略的投資を推進し成長を図りたいと考えております。当社グループでは、「デザイン領域と親和性の高い開発領域の企業」、「顧客サービス運用支援を行う企業」等、開発及びグロース領域に位置する企業を検討対象としております。また、当社グループのデザインノウハウ及びデザイン人材を活用し、中長期的視点で成長が見込まれる企業についても、併せて検討対象とすることといたします。

⑥ 人材基盤の整備について

DXへの関心が高まる中、デザイン人材の需要が増加し続けており、当社グループが多面的・長期的なソリューションを提供していくためには、優れたデザイナーとなりうる人材を採用し、かつ長期的に活躍してもらう仕組みを整備することが極めて重要な要素と考えております。

当社グループでは、さらなる事業成長を目指し、採用チャネルの拡充や採用人員の増加等のデザイン人材採用を強化するとともに、社内にてデザイナーとしてのスキル向上を図るための体系的なデザイン研修等を実施し人材開発を推進してまいります。加えて、DE&Iの推進や健康経営の推進を行い、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備や人事制度の構築等を進めてまいります。

⑦ デザインプラットフォーム事業の成長について

当社グループは、デザインプラットフォーム事業を、デザインパートナー事業における地位をより強固なものとするための関連事業と位置づけております。「デザイン」のビジネス領域における市場を明確に形成し、そのリーディングポジションを確固たるものとするために、企業内デザイン人材（デザイナー採用支援サービス「ReDesigner」）、ソフトウェア（デザインITツール「Strap」「Prott」）の2領域において以下の取り組みを進めております。

⑦-1 デザイン人材市場への取り組み

当社グループは、デザイン人材市場へのアプローチとして「ReDesigner」及び「ReDesigner for Student」を展開し、デザイナーという限定された職種に対し、企業からデザイナーの採用支援の依頼を受け、候補者を紹介しております。「デザイン」を取り巻く就業環境をより良いものとするため、引き続き各社のデザイナーの就業環境を整えながらも、デザイナー志望者へ提供する情報の付加価値を高め、採用企業及び求職者の両面で「ReDesigner」の人材ネットワークを拡大してまいります。また、「ReDesigner for Student」は求職者と採用企業を結びつける仕組みとしてソーシャルリクルーティングを採用し、デザイナーのためのリクルーティングサイトとしてUI/UXの改善を継続的に進め、サービスの強化に努めております。

⑦-2 ソフトウェアへの取り組み

当社グループは、オンラインホワイトボード「Strap」というSaaS（Software as a Service）アプリケーションを公開し、「デザイン」で培ったコラボレーションノウハウの社外への浸透を図っております。利用企業は「Strap」によって作業・コミュニケーションの効率化を実現し、共創を通じて新しい価値を生み出します。デザイン支援プロジェクトにて培ったノウハウを活用し、ユーザーの利便性を継続的に向上させるための機能の改善や、大企業での利用を想定したセキュリティや管理機能の拡充に積極的に取り組んでおります。

⑧ 内部管理体制の強化について

当社グループでは、健全かつ効率的な経営を行うために、継続的に事業が拡大していく中においても、内部管理体制についてより一層の強化が求められていくものと認識しております。これに対応するため、当社グループでは、財務・経理・法務・IT・人事労務等、各分野に専門性を有した人員を配置し、社内管理体制の強化を図っており、今後においても引き続き充実させていく方針であります。

⑨ 新規事業の展開について

当社グループは、企業価値を向上させ、デザインの価値を引き上げるためには事業規模の拡大を図っていくことが必要であると考えております。当社グループは「デザイン」で培ったノウハウを、効果的にビジネスのあらゆる場面に浸透させ、幅広く展開することで、デザインパートナー事業とデザインプラットフォーム事業の事業間シナジーを追求しております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存事業及びサービスの伸長に加えて、新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑩ サステナビリティへの取り組みについて

当社グループでは、サステナビリティの方針として、「社会を前進させるデザインの力を、ステークホルダーと共に広めていく。」を掲げ、パートナーをはじめとするステークホルダーと共創することで、社会の課題解決に向き合い続けていきます。またマテリアリティ（重要課題）として、「Design for Talent」、「Design for Partner」、「Design for Society」、「Design with Governance」を策定し、これらのマテリアリティ（重要課題）の取り組みを通じて社会に貢献し、企業価値の向上と持続的成長の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第9期 2020年8月期	第10期 2021年8月期	第11期 2022年8月期	第12期 (当連結会計年度) 2023年8月期
売上高	(千円)	2,143,511	2,741,275	3,724,512	3,928,524
経常利益	(千円)	211,950	393,907	395,424	299,017
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	215,734	327,653	72,538	216,039
1株当たり当期純利益	(円)	31.14	43.34	8.92	24.97
総資産	(千円)	1,511,281	3,439,635	4,169,942	4,671,549
純資産	(千円)	938,493	2,571,263	3,209,349	3,943,626
1株当たり純資産	(円)	129.05	324.47	383.52	429.49

- (注) 1. 当社は、2020年3月17日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を保有する全株主が定款に定める取得請求権を行使したことにより、同日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しておりますが、第9期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
2. 当社は、2020年3月17日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第9期 2020年8月期	第10期 2021年8月期	第11期 2022年8月期	第12期 (当事業年度) 2023年8月期
売上高	(千円)	1,890,929	2,414,414	3,137,878	3,317,547
経常利益	(千円)	269,116	346,730	470,136	351,990
当期純利益	(千円)	216,741	280,503	130,459	274,209
1株当たり当期純利益	(円)	31.29	37.10	16.03	31.69
総資産	(千円)	1,387,674	3,275,594	3,942,416	4,627,671
純資産	(千円)	959,009	2,542,530	3,237,715	4,030,853
1株当たり純資産	(円)	131.87	320.84	386.92	439.03

- (注) 1. 当社は、2020年3月17日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を保有する全株主が定款に定める取得請求権を行使したことにより、同日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しておりますが、第9期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
2. 当社は、2020年3月17日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Goodpatch GmbH	25千 ユーロ	100 %	デザインパートナー事業
Goodpatch, Inc.	100 ドル	100 %	デザインプラットフォーム事業
株式会社スタジオディテイルズ	10,000 千円	100 %	デザインパートナー事業

(注) Goodpatch GmbHは清算手続き中であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社3社及び持分法適用関連会社2社で構成されております。なお、当社グループの事業区分及び事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要サービス
デザインパートナー事業	UI/UXデザイン、ビジネスモデルデザイン、ブランド体験デザイン、組織デザイン、ソフトウェア開発
デザインプラットフォーム事業	ReDesigner、Strap、Prott等

(8) 主要な事業所 (2023年8月31日現在)

① 当社

本社

東京都渋谷区

② 連結子会社

Goodpatch GmbH

ドイツ ベルリン市

Goodpatch, Inc.

アメリカ合衆国デラウェア州

株式会社スタジオディテイルズ

愛知県名古屋市

(9) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
デザインパートナー事業	174 (35)	△13 (+4)
デザインプラットフォーム事業	29 (2)	－ (△2)
全社 (共通)	33 (3)	－ (△2)
合計	236 (40)	△13 (－)

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人数であり、臨時雇用者数 (Goodpatch Anywhereに所属する契約社員、パートタイム契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員) の平均人数は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
3. 当連結会計年度より、従来、デザインプラットフォーム事業に含めていた「Goodpatch Anywhere」をデザインパートナー事業に変更しており、前連結会計年度末の従業員数を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
192 (40)	△6 (+2)	34.6	2.9

- (注) 従業員数は、正社員、契約社員及び当社外から当社への出向者を含み、当社から当社外への出向者を除く就業人数であり、臨時雇用者数 (Goodpatch Anywhereに所属する契約社員、パートタイム契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員) の平均人数は () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	71,641千円
株式会社りそな銀行	70,005千円
日本生命保険相互会社	16,700千円
株式会社中京銀行	34,385千円

2 会社の株式に関する事項

- | | | |
|--------------|-------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,457,440株 | |
| (2) 発行済株式総数 | 9,150,380株 | (自己株式1,261株を含む) |
| (3) 株主数 | 5,280名 | |
| (4) 大株主 | | |

株主名	持株数	持株比率
土屋尚史	3,000,040株	32.79%
株式会社サイバーエージェント	717,300株	7.84%
株式会社ブルーローズ	618,160株	6.75%
楽天証券株式会社	471,000株	5.14%
株式会社SBI証券	432,200株	4.72%
Jitsukata Boris Friedrich	139,000株	1.51%
JPモルガン証券株式会社	131,813株	1.44%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	117,900株	1.28%
グッドパッチ従業員持株会	97,600株	1.06%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	86,700株	0.94%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,261株)を控除して計算しております。
2. 株式会社ブルーローズは当社代表取締役である土屋尚史が株式を保有する資産管理会社であります。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2023年5月8日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数が717,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ249,979千円増加しております。当該第三者割当増資は、株式会社サイバーエージェントを割当先としております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年8月8日	2021年12月15日
保有者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名
新株予約権の数	200個	46個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式8,000株	普通株式4,600株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 9,720円 (1株あたり243円)	新株予約権1個あたり 271,000円 (1株あたり2,710円)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。	新株予約権の割当を受けた者が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
権利行使期間	2021年8月9日～ 2029年8月8日	2024年5月15日～ 2031年12月15日

(注) 社外取締役が保有する新株予約権はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土屋尚史	CEO 株式会社スタジオディテイルズ 取締役 株式会社Muture 取締役 WED株式会社 社外取締役 株式会社丸井グループ 執行役員 CDXO
取締役	槇島俊幸	CFO 管理部及びPeople Empowerment室管掌 株式会社スタジオディテイルズ 取締役 株式会社Muture 監査役
取締役 (社外取締役)	小塚裕史	株式会社デジタル・コネクト 代表取締役社長 株式会社CINC 社外取締役 株式会社ビジョン・コンサルティング 社外取締役
取締役 (社外取締役)	佐藤あすか	株式会社INCJ (旧 株式会社産業革新機構) 投資事業 グループ マネージングディレクター Peach Aviation株式会社 社外取締役 edotco Group Sdn Bhd 社外取締役
取締役 (社外取締役)	広木大地	一般社団法人日本CTO協会 理事 株式会社レクター 代表取締役 株式会社朝日新聞社 社外CTO
常勤監査役 (社外監査役)	佐竹修	株式会社スタジオディテイルズ 監査役
監査役 (社外監査役)	佐田俊樹	株式会社レノバ 社外監査役 株式会社ほぼ日 社外監査役 株式会社パリミキホールディングス 社外監査役
監査役 (社外監査役)	須田仁之	弁護士ドットコム株式会社 社外監査役 カバー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社は、取締役小塚裕史氏、佐藤あすか氏及び広木大地氏、監査役佐竹修氏、佐田俊樹氏及び須田仁之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役佐田俊樹氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

2023年2月28日をもって、取締役 松岡 毅氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は、Design Division及びGoodpatch Anywhere Division管掌であり、重要な兼職は株式会社スタジオディテイルズ 取締役でありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の小塚裕史氏、佐藤あすか氏及び広木大地氏並びに社外監査役の佐田俊樹氏及び須田仁之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社に属する役員、管理職従業員、役員とともに共同被告になった従業員、他従業員又は派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の従業員になります。なお、子会社においても、同様に被保険者の範囲に含まれております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしております。当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決定により定めております。その概要は以下のとおりであります。

取締役の報酬等は当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上への活動に対して当該取締役の意欲をより高め、かつ適切、公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。

当事業年度においては、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、2022年11月25日開催の取締役会にて個人別の報酬額の具体的内容を決議しており、上記の決定方針に従って取締役会が決定していることから、その内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し譲渡制限付株式を支給することが決議されており、その配分等については取締役会の決定により定めております。

また、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会にて、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプションを支給することが決議されており、新株予約権に関するその他の内容については、取締役会の決議において定めております。

なお、当該譲渡制限付株式報酬の総額及び数、並びに当該ストック・オプションの総額等については、下記「② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において年額60,000千円以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、取締役3名（うち社外取締役1名）であります。

また、2020年11月27日開催の第9回定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内、割り当てる普通株式の総数は年10,887株以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、取締役6名（うち社外取締役2名）であります。

さらに、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して支給する、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額等を年額20,000千円以内（ただし、2年間の累計40,000千円以内を一括して支給できるものとする）とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、取締役5名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年11月29日開催の第8回定時株主総会において年額20,000千円以内とすることで決議されております。当該株主総会終結時点の員数は、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる役員 の員数（名）	報酬等の総額 （千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	7	33,623	31,860	—	1,763
（うち社外取締役）	(3)	(10,800)	(10,800)	—	—
監査役	3	9,720	9,720	—	—
（うち社外監査役）	(3)	(9,720)	(9,720)	—	—
合計	10	43,343	41,580	—	1,763
（うち社外役員）	(6)	(20,520)	(20,520)	—	—

(注) 1. 当社は役員退職慰労金制度を導入しておりません。

2. 上表には、2022年11月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2023年2月28日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額、及びストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当該兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (社外取締役)	小塚 裕史	就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、コンサルティング業界及びIT関連業界での見識や、会社経営者としての豊富な経験をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (社外取締役)	佐藤 あすか	就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、国内外で数多くの投資案件に関与した豊富な経験や高い見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (社外取締役)	広木 大地	就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、技術戦略・組織構築の分野での経験や、多くの経営支援に関する見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。
常勤監査役 (社外監査役)	佐竹 修	当事業年度中に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、長年の国内外の事業会社での経験で得た見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
監査役 (社外監査役)	佐田 俊樹	当事業年度中に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、米国公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
監査役 (社外監査役)	須田 仁之	当事業年度中に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席し、IT業界での企業経営等を通じて培った見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の会計監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や監査品質及び報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議の方針に従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定しております。
- ② 取締役及び使用人が遵守すべき具体的な行動基準として、必要な規程等を整備しております。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底しております。
- ③ 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築しております。報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。
- ④ 内部監査人は、法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査役及び監査役会に直接報告しております。
- ⑤ 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図っております。
- ⑥ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社並びにその子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営管理の意思決定機関として、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに監査役の出席による取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、定例会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
- ② 全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を定め、定期的に目標の達成状況の確認・分析を行い、業績目標の達成を図っております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録は、法令、定款、取締役会規程及び文書管理規程の定めに基づき作成し、適切に保管・管理しております。
- ② 各業務の遂行に伴い職務権限規程に従って決裁される事項については、適切な書面(電子データ含む)によって決裁し、それらを含む情報・文書の取扱は、文書管理規程、情報管理基本規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長が内部監査人を選定し、事務を管掌しております。内部監査人は、内部監査を実施し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法を改訂しております。なお、内部監査人の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に報告し、改善する体制を構築しております。
- ② グループ各社横断的リスクについて、管理部管掌の取締役執行役員CFOの下、管理部が中心となって重要リスクを特定し、代表取締役社長を最高責任者とするリスクマネジメント委員会で審議のうえ、損失の危険に関するリスク対策を講じております。
- ③ 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて改善を実施しております。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定めております。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行については、当社取締役会にて、子会社の取締役から、その職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- ③ 子会社の損失の危険の管理について、子会社にて、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえた規程の整備をしております。
- ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社管理規程を設け、子会社の業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を定めております。

(6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役等、使用人及び子会社の取締役等は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告しております。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告しております。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役・使用人に周知しております。

(7) 監査役職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項

- ① 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁しております。
- ② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査役業務補助のため監査役スタッフを置いております。また、取締役と監査役は、その人事について意見交換を行うこととし、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従う旨を取締役・使用人に周知しております。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席しております。
- ② 監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、報告会など、効果的な監査を実施しております。また、監査役と会計監査人は、適時会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

社外取締役3名を含む取締役5名は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の確認、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営にあたっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

(2) 監査役の職務執行

監査役3名（全員社外監査役）は、原則月1回開催される監査役会に出席し、監査役会において定めた監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスクマネジメント委員会、その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社グループの経営状況を監視するとともに内部監査担当及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

当社では、リスクマネジメント規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともにコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、法令違反行為等に関する相談・通報体制（社内通報窓口）を設置して、早期に問題点の検知及び対応を図るように努めております。

(4) 子会社経営管理

当社グループでは、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社役員から、月次業績や決算報告及び業務上の重要事項等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。

(5) 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するため、代表取締役社長が業務執行ラインからは独立した内部監査担当を任命しております。内部監査担当は、子会社を含む当社グループを対象として法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることの確認を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査役及び監査役会に直接報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取り組み

当社では、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する方針を「反社会的勢力排除規程」に定め、関係を遮断する体制を構築しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

現時点でいわゆる買収防衛策の導入は検討しておりません。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,799,840
現金及び預金	3,273,786
売掛金及び契約資産	455,680
仕掛品	11,430
前払費用	49,252
その他	9,689
固定資産	871,709
有形固定資産	46,760
建物	36,796
工具、器具及び備品	9,963
無形固定資産	539,458
商標権	1,738
のれん	476,005
顧客関連資産	61,666
その他	48
投資その他の資産	285,490
投資有価証券	145,561
敷金及び保証金	23,299
繰延税金資産	94,629
その他	22,000
資産合計	4,671,549

科目	金額
負債の部	
流動負債	608,499
買掛金	71,414
1年内返済予定の長期借入金	106,488
未払金	132,915
未払費用	62,814
未払法人税等	88,952
未払消費税等	53,233
契約負債	60,988
その他	31,693
固定負債	119,423
長期借入金	86,243
資産除去債務	11,576
繰延税金負債	21,604
負債合計	727,923
純資産の部	
株主資本	3,932,589
資本金	1,767,520
資本剰余金	1,762,520
利益剰余金	402,659
自己株式	△110
その他の包括利益累計額	△3,099
為替換算調整勘定	△3,099
新株予約権	14,135
純資産合計	3,943,626
負債純資産合計	4,671,549

連結損益計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,928,524
売上原価		1,656,414
売上総利益		2,272,109
販売費及び一般管理費		1,973,479
営業利益		298,630
営業外収益		
受取利息	73	
持分法による投資利益	7,775	
その他	4,105	11,954
営業外費用		
支払利息	1,331	
為替差損	21	
株式交付費	8,242	
その他	1,972	11,568
経常利益		299,017
特別利益		
事業整理益	46,481	46,481
税金等調整前当期純利益		345,498
法人税、住民税及び事業税	132,805	
法人税等調整額	△3,346	129,459
当期純利益		216,039
親会社株主に帰属する当期純利益		216,039

連結株主資本等変動計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,511,039	1,506,039	186,620	△110	3,203,588
当期変動額					
新株の発行	249,979	249,979			499,958
新株の発行（新株予約権の行使）	6,501	6,501			13,003
親会社株主に帰属する当期純利益			216,039		216,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	256,480	256,480	216,039	－	729,001
当期末残高	1,767,520	1,762,520	402,659	△110	3,932,589

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,407	△2,407	8,168	3,209,349
当期変動額				
新株の発行				499,958
新株の発行（新株予約権の行使）				13,003
親会社株主に帰属する当期純利益				216,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△691	△691	5,967	5,275
当期変動額合計	△691	△691	5,967	734,276
当期末残高	△3,099	△3,099	14,135	3,943,626

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称

Goodpatch GmbH

Goodpatch, Inc.

株式会社スタジオディテイルズ

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Goodpatch, Inc.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

・持分法を適用した関連会社の数 2社

・主要な会社の名称

株式会社Muture

株式会社エックスポイントワン

② 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用関連会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の四半期決算を基にし仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに子会社については、定額法を採用しております。また、一括償却資産については、定額法による均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

顧客関連資産 9年

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上することとしております。なお、当連結会計年度末においては、未払賞与の支給額が確定していることから、未払金として計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。その収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としております。

① デザイン支援

デザインパートナー事業にて、UI/UXデザイン、ビジネスモデルデザイン、ブランド体験デザイン、組織デザイン等、幅広くデザイン支援を提供しております。

デザイン支援における主な履行義務は、顧客との契約内容に応じたデザイン支援の遂行であり、当該デザイン支援の遂行に伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、義務の履行が完了した部分の対価を収受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものについては、発生する費用を回収することが見込まれる場合に、原価回収基準を適用し収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

② デザイナー採用支援サービス

「ReDesigner」にて、デザイナーに特化した、人材紹介、プラットフォーム運営等のキャリア支援サービスを提供しております。

主に、人材紹介における履行義務は、顧客企業が求める候補者を紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社から顧客へ紹介した人材である候補者について顧客が採用を決定し、指揮命令下におかれた時点において充足すると判断し、当該候補者が顧客に入社した時点等、一時点で収益を認識しております。また、早期退職返金条項の定めのある契約においては、変動対価に関する定めに従い、将来返金されると見込まれる金額について、顧客への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしております。

プラットフォーム運営における履行義務は、契約期間にわたりプラットフォームの利用を提供することであり、顧客の利用期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

③ SaaSサービス

自社開発のSaaSプロダクトであるオンラインホワイトボードツール「Strap」、プロトタイプングツール「Protty」を提供しております。

SaaSサービスにおける履行義務は、契約期間にわたりサービスの利用を提供することであるため、②デザイナー採用支援サービスにおけるプラットフォーム運営と同様の会計処理を行っております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（9年）で均等償却することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	476,005千円
顧客関連資産	61,666千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度の連結計算書類に計上されているのれん及び顧客関連資産は、株式会社スタジオディテイルズの全株式を取得した際に認識したものであります。連結子会社を取得した際に識別した顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値であり、将来の事業計画を基礎として、既存顧客減少率等を考慮して算定しております。のれんは、取得価額と同社の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。これらはその効果が及ぶ期間にわたり償却を行っております。

のれん及び顧客関連資産を含む資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。なお、当連結会計年度末において、株式取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無の観点から、主に取得時の事業計画と取得後の実績の比較分析による検討を行っており、減損の兆候はないと判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

顧客関連資産については、過去の売上高実績に基づき、既存顧客が一定割合で減少する仮定を置いております。のれんの算出は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益率に基づく事業計画を基礎としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画に含まれる仮定は、予測不能な前提条件や将来の経営環境の変化等、不確実性を伴うものであり、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度において減損処理が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 99,387千円

6. 連結損益計算書に関する注記

事業整理益

在外子会社Goodpatch GmbHの清算手続きに伴う利益であり、これは主に、オフィスビル等に係るリース契約の中途解約によるものであります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 9,150,380株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 127,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金に限定し、必要な資金を銀行等金融機関からの借入及び新株の発行等により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に営業取引に係る必要な資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（*3）を参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	23,299	22,944	△355
資産計	23,299	22,944	△355
長期借入金（*2）	192,731	192,719	△11
負債計	192,731	192,719	△11

（*1）現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（*3）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	47,210
投資事業有限責任組合出資金	98,351

（注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,273,786	—	—	—
売掛金及び契約資産	455,680	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	23,299	—
合計	3,729,467	—	23,299	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	106,488	59,116	27,127	—	—	—
合計	106,488	59,116	27,127	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	22,944	—	22,944
資産計	—	22,944	—	22,944
長期借入金	—	192,719	—	192,719
負債計	—	192,719	—	192,719

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			連結計算書類 計上額
	デザイン パートナー事業	デザインプラット フォーム事業	計	
売上高				
デザインパートナー	3,605,659	－	3,605,659	3,605,659
ReDesigner	－	236,845	236,845	236,845
Strap & Prott	－	84,435	84,435	84,435
その他	－	1,584	1,584	1,584
顧客との契約から生じる収益	3,605,659	322,864	3,928,524	3,928,524

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	333,735	436,283
契約資産	15,235	19,396
契約負債	42,489	60,988

契約資産は、デザイン支援の顧客との契約における、期末日時点で進捗しているものの未請求の制作等にかかる対価に対する権利に関するものであります。当該契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、デザインパートナー事業及びデザインプラットフォーム事業において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、全額が当連結会計年度の収益として認識されております。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	429円49銭
1株当たり当期純利益	24円97銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,582,868
現金及び預金	3,145,940
売掛金及び契約資産	376,534
仕掛品	1,156
前払費用	46,205
その他	13,031
固定資産	1,044,803
有形固定資産	28,884
建物	20,150
工具、器具及び備品	8,734
無形固定資産	1,786
商標権	1,738
その他	48
投資その他の資産	1,014,132
投資有価証券	138,351
関係会社株式	743,941
関係会社出資金	0
繰延税金資産	96,424
敷金及び保証金	21,415
その他	14,000
資産合計	4,627,671

科目	金額
負債の部	
流動負債	533,509
買掛金	53,174
1年内返済予定の長期借入金	95,037
未払金	118,417
未払費用	51,288
未払法人税等	88,952
未払消費税等	45,487
契約負債	52,586
預り金	23,891
関係会社整理損失引当金	4,119
その他	554
固定負債	63,309
長期借入金	63,309
負債合計	596,818
純資産の部	
株主資本	4,016,717
資本金	1,767,520
資本剰余金	1,762,520
資本準備金	1,762,520
利益剰余金	486,787
その他利益剰余金	486,787
繰越利益剰余金	486,787
自己株式	△110
新株予約権	14,135
純資産合計	4,030,853
負債純資産合計	4,627,671

損益計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,317,547
売上原価		1,314,004
売上総利益		2,003,542
販売費及び一般管理費		1,664,369
営業利益		339,172
営業外収益		
受取利息	73	
為替差益	35	
経営指導料	23,411	
その他	348	23,869
営業外費用		
支払利息	1,093	
株式交付費	8,242	
その他	1,715	11,051
経常利益		351,990
特別利益		
関係会社整理損失引当金戻入額	50,735	50,735
税引前当期純利益		402,726
法人税、住民税及び事業税	119,039	
法人税等調整額	9,478	128,517
当期純利益		274,209

株主資本等変動計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,511,039	1,506,039	1,506,039	212,578	212,578
事業年度中の変動額					
新株の発行	249,979	249,979	249,979		
新株の発行（新株予約権の行使）	6,501	6,501	6,501		
当期純利益				274,209	274,209
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	256,480	256,480	256,480	274,209	274,209
当期末残高	1,767,520	1,762,520	1,762,520	486,787	486,787

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△110	3,229,546	8,168	3,237,715
事業年度中の変動額				
新株の発行		499,958		499,958
新株の発行（新株予約権の行使）		13,003		13,003
当期純利益		274,209		274,209
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			5,967	5,967
事業年度中の変動額合計	－	787,170	5,967	793,137
当期末残高	△110	4,016,717	14,135	4,030,853

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、一括償却資産については、定額法による均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、未払賞与の支給額が確定していることから、未払金として計上しております。

③ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。その収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としております。

① デザイン支援

デザインパートナー事業にて、UI/UXデザイン、ビジネスモデルデザイン、ブランド体験デザイン、組織デザイン等、幅広くデザイン支援を提供しております。

デザイン支援における主な履行義務は、顧客との契約内容に応じたデザイン支援の遂行であり、当該デザイン支援の遂行に伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、義務の履行が完了した部分の対価を収受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものについては、発生する費用を回収することが見込まれる場合に、原価回収基準を適用し収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

② デザイナー採用支援サービス

「ReDesigner」にて、デザイナーに特化した、人材紹介、プラットフォーム運営等のキャリア支援サービスを提供しております。

主に、人材紹介における履行義務は、顧客企業が求める候補者を紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社から顧客へ紹介した人材である候補者について顧客が採用を決定し、指揮命令下におかれた時点において充足すると判断し、当該候補者が顧客に入社した時点等、一時点で収益を認識しております。また、早期退職返金条項の定めのある契約においては、変動対価に関する定めに従い、将来返金されると見込まれる金額について、顧客への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしております。

プラットフォーム運営における履行義務は、契約期間にわたりプラットフォームの利用を提供することであり、顧客の利用期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

③ SaaSサービス

自社開発のSaaSプロダクトであるオンラインホワイトボードツール「Strap」、プロトタイプングツール「Prot」を提供しております。

SaaSサービスにおける履行義務は、契約期間にわたりサービスの利用を提供することであるため、②デザイナー採用支援サービスにおけるプラットフォーム運営と同様の会計処理を行っております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	743,941千円
--------	-----------

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式は、株式会社スタジオディテイルズの株式であり、同社の超過収益力を加味した将来キャッシュ・フローの現在価値から算定された株式価値評価を基礎として取得したものであります。

当該株式は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、当該株式について、関係会社の超過収益力等を反映して財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式等を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減損処理を行うこととしております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

同社の将来キャッシュ・フローは事業計画を基に算定されており、その主要な仮定は売上高成長率及び営業利益率であります。

実質価額の算定にかかる投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判断については、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、関係会社の事業の状況や財務状態、経営環境等によって変動する可能性があり、関係会社の事業計画と実績に乖離が生じた場合、翌事業年度において減損処理が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	83,430千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	15,344千円
短期金銭債務	12,317千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	100,786千円
売上原価	32,402千円
その他の営業費用	1,170千円
営業取引以外の取引高	23,420千円

(2) 関係会社整理損失引当金戻入額

在外子会社Goodpatch GmbHの清算手続きに伴う利益であり、これは主に、オフィスビル等に係るリース契約の中途解約によるものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,261株
------	--------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,812千円
投資有価証券評価損	39,288千円
関係会社出資金評価損	57,077千円
関係会社整理損失引当金	1,261千円
未払金	10,769千円
株式報酬費用	3,112千円
資産除去債務	2,187千円
ソフトウェア	12,727千円
その他	4,776千円
繰延税金資産小計	140,013千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△43,588千円
評価性引当額小計	△43,588千円
繰延税金資産合計	96,424千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 スタジオ ディテイルズ	所有 直接100%	役員の兼任 従業員の出向 営業取引 経営指導	経営指導料の 受取 (注)	23,411	流動資産 その他 (未収入金)	871

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 経営指導料については、業務内容等を勘案し、両社協議のうえ決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 439円03銭

1株当たり当期純利益 31円69銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月1日

株式会社グッドパッチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊池	寛康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グッドパッチの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドパッチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月1日

株式会社グッドパッチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊 池	寛 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドパッチの2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の代表取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月2日

株式会社グッドパッチ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐 竹 修 ㊟

社外監査役 須 田 仁 之 ㊟

社外監査役 佐 田 俊 樹 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

TKPガーデンシティ渋谷 ホール11B

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル11階 TEL : 03-6418-1073

交通

JR山手線	渋谷駅	中央改札	徒歩 4分
JR埼京線	渋谷駅	中央改札	徒歩 4分
JR湘南新宿ライン	渋谷駅	中央改札	徒歩 4分
東京メトロ銀座線	渋谷駅		徒歩 5分
東京メトロ半蔵門線	渋谷駅	B5 出口	徒歩 5分
東京メトロ副都心線	渋谷駅	B5 出口	徒歩 5分
東急電鉄各線	渋谷駅	B5 出口	徒歩 5分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。